

垣生校区まちづくり懇談会 開催結果報告書

開催日時	平成29年8月29日（火）19時～20時47分		
場所	垣生公民館		
司会・進行	佐々木町北東自治会長		
参加者数	男60人	女5人	合計65人



1. 市の重点事業に関する質問

質問①（町北東自治会）

コミュニティ FM 局の開設について、受信機を市で無償配布や購入補助し、市民の負担を軽減する考えはないか。

回答（市長）

基本的には携帯ラジオで受信できるが、災害時に自動的にスイッチが入る機能を有する機種は価格が高いことから補助も検討したい。

質問②（中津第2自治会）

スピード感を持った行政運営について、人によって感じ方が違うと思うが、スピード感を感じない場合はどうすればよいか。

回答（市長）

私などに言ってもらえれば対処していきたい。

質問③

医師確保のための奨学金貸付制度について、定員が3名なのか、年度で3名なのか。

回答（市長）

年度で3名である。

2. 校区課題

<過去の地域課題>

課題名（通行に支障をきたす道路の改良について）

報告（建設部長）

本年11月以降の発注に向けて遊水池堤防を管理する愛媛県と協議を進めており、工事の完成は平成30年3月末を予定している。

工事期間中は地元の皆様にはご不便をおかけするが、ご協力の程よろしくお願ひしたい。

意見（山端連合自治会長）

今年度中に完成ということで、スピード感を持った対応をしていただきありがたい。

課題名（地域住民の迷惑防止対策について）

報告（環境部長）

昨年度課題でもあったが、基本方針として、①連絡体制を確立し、最新の情報を共有する ②情報収集の強化 ③飼い主と接触し、対話ができる環境整備を整えることとし、保健所と共に4月以降訪問等をしている。5月22日に飼い主の方と接触できたが、立ち入り検査等には応じてもらえなかったことから警察にも協力依頼を行った。その後も警察官も含め、立ち入り調査への協力などを求めているが応じてもらえていない状況である。愛媛県と連携しつつ警察にも協力を依頼し、まずは立入調査に向けた取り組みを行っている。

黒島での多頭飼育の件は、係留義務違反による周辺住民からの苦情が行政だけでなく、警察にも幾度となく通報されており、行政と警察による指導にも改善されず、犬が係留されていないことにより住民に大きな危害が及ぶ危険性があったため、警察の判断により強制的な対応となった。

本件については、地域に及ぼす危険性など詳細な現状が把握できていないため、警察も直ちに強制的な対応を実行することは困難であることから、今後も警察と連携して状況把握に努めるとともに、課題の早期解決に向けて、地域住民からの情報も行政だけでなく、警察にも地域の現状を直接の声として情報提供していただけたらと考えている。

質問（西鳥端自治会）

毎年同じ回答となっている。東京都における猫の事例であるが、強制排除したことが報道されていた。本市でできないのはどうしてか。

回答（環境部長）

その報道は把握していないため今後、確認及び研究をしていきたい。

今回の件は、愛媛県の「動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、対応しており強制的に排除できない状況にある。強制力を伴うためには警察の協力が不可欠であり、協力体制はできていることから今後も粘り強く対処していきたい。

質問（町北東自治会）

要望から8年になるが、飼い主の名前、住所、飼っている数さえ不明な点など市の取り組みについて不満を持っている。

市などが家の中の状況を確認できないことは疑問に思う。また、夏場の暑い中、戸を閉め切っており、動物虐待になるのではないかと感じる。他の場所で同様な事態が生じないように予防接種を受けていないことなどを切り口に対応できないか検討していただきたい。また、マスコミを利用することや、県と市が協議し、条例で飼うことのできる頭数を制限することなど、様々な検討により改善できるようにしていただきたい。

回答（環境部長）

8年経過して解決できていないのは事実であるが、行政として対処できることに限度もある。ただ、黒島や他の自治体の例を参考に、できるだけ早期に解決できるようにしたい。

課題名（垣生六丁目13番～15番農道の整備について）

報告（経済部長）

垣生土地改良区と再度協議を行ったが、現在、継続事業にて実施している箇所は完了後（今年度中完了予定）に取り組むとのことであった。

このため、まずは地元で用地提供等の条件整備を行っていただき、合意が形成できれば来年度以降に現地測量を実施予定である。

なお、本市では土地改良区が実施する市単独土地改良事業における用地費、物件補償費は補助対象としておらず、関係者のご理解をいただいたうえで地元調整や条件整備を行っていただくようお願いしたい。

工事は、垣生土地改良区と協議しながら予算の範囲内で条件の整ったところから実施していくことになる。

<平成29年度地域課題>

①課題名（垣生北浜海岸堤防の管理について）

質問（町北西自治会長）

この堤防は60年ほど前に整備し、30年ほど前に北側に高潮対策で新たな堤防ができ、通行量等が少なくなり雑草等が茂るようになった。また、堤防の東側は改良が行われたが、この部分は放置されたままである。堤防の法面等については県などが十分に管理していないことから雑草、不法投棄物により非常に非衛生的で環境的に悪いので、町連合自治会が年に数回、地域を挙げ一斉清掃を実施、環境美化に努めている。

しかし、この清掃区域(堤防)が非常に長く地域の方々の負担が重く非常に困っている。地域住民としては、管理者が地域の住民が快適な生活が送れるような環境の保全をして欲しいが県の考え方はどうか。

回答(環境部長)

愛媛県が管理する海岸施設であるため、東予地方局河川港湾課に問い合わせたところ、次の回答があった。

「垣生北浜海岸(沢津海岸)の除草や清掃に対応していただき、地域の皆様の環境美化へのご尽力に感謝いたします。

県では、このような海岸保全施設の除草については、施設管理上支障となる場合に対応しておりますが、厳しい財政状況の中、環境美化に配慮した除草は困難と考えておりますのでご理解願います。

なお、草木が宅地等へ進入するなど、特に支障を生じる場合は対応を検討いたしますのでご連絡ください。」

なお、市としても今後とも県に対し申入れ等を行いたい。

再質問(町北西自治会長)

地域としても環境美化に努めたいし、除草等の協力はしていきたいと思うが、非常に負担が大きくなっている。このことから県に1回はすっきりして欲しい。それができないのなら経費の助成を行うことを検討するとともに、除草をしやすいように法面の改善等をして欲しい。

回答(環境部長)

要望については、県に伝える。

②課題名(弁財天ソノ坪線の改良)

質問(町北西自治会長)

この道路は海岸線に沿って通っている地域(町北)の生活幹線道路である。この道路の垣生六丁目15番6号地先から同15番36号地先までの間は道路側溝などがなされていない。以前から要望しているが、道路と民地との境界も漠然として改良がなされていないので境界を明確にした上で、地域住民が安心して通行できるよう早急に道路として改良をお願いしたい。

回答(建設部長)

この件は平成25年7月に町連合自治会より提出された道路整備に関する5件の要望の中の1件であり、要望の優先順位により、現在、3件目の要望である市道浮島川口線の路肩改修を行っている。現在行っている市道浮島川口線の工事が平成30年度には完了する予定となっているため、平成31年度以降、境界が確定している箇所から順次排水施設の整備を行いたいと考えている。

③課題名（空き家対策の取り組みについて）

質問（中津第二自治会長）

地区内に多数存在する空き家は、害虫や雑草などにより周辺の住環境を著しく悪化させている。特に自治会内の1軒は、居住者が病気等の関係で4年余り空き家となっており、小動物やスズメバチなどの危険や、特に雑草等は冬場に枯れてタバコ等により火災の危険性もあることから対策をお願いしたい。

回答（建設部長）

空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第3条に空家等の所有者等の責務として、「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」と規定されており、第一義的には空家等の所有者等が自らの責任によりの確に対応することが前提となる。

市として可能なことは所有者に依頼することが中心となり、公道に家屋が倒れるような場合を除き、隣接家屋が危険や被害にあった場合についても、当事者間で解決を図ることが原則となる。

市は、相談のあった物件について、現地及び所有者等を調査し、平成29年3月に策定した空家等対策計画に基づいて諸施策を実施しており、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にある「特定空家等」と判断された場合は、法第14条に規定する指導又は助言、勧告等の措置を行っていくことになる。

ただ、市が所有者を調べても相続人が何十人にもなっているケースもあり、簡単に解決できないことも多いが、建築指導課に「空家対策班」を設置していることからまずは相談をしていただきたい。

再質問（山端連合自治会長）

私の自治会内にも空き家があるが、敷地に雑草等が茂っていたため市役所に連絡をしたが、その後、迅速に除草がされた例があった。所有者が分かっており、連絡を取ってもらえればそのような対応がなされるのは当然と思う。

回答（建設部長）

一般的には、相続が適切になされずに、その結果として所有者を調べるのに苦慮する例がある。所有者が明確になれば市の方で連絡し、除草等の依頼を行いたい。本人が病気等でできない場合においてもシルバー人材センターに依頼する等の方法もあるので助言等を行いたい。

④課題名（ごみ収集のあり方について）

質問（本郷連合自治会長）

分別ができていないごみも全て回収するように提案していたが、このことは不法投棄を

認めてしまうことになる。

自治会のごみステーションについては、個人の土地を借りている場合や自治会の経費でゴミ箱を設置している場所もある。

市は自治会の管理しているごみステーションに自治会未加入者がごみを排出することは「不法投棄」になることを市政だより等で広報するとともに、自治会に加入していない人については、個別収集や直接施設搬入により対応していただきたい。

回答（環境部長）

新居浜市のごみ収集は、ステーション方式を採用しており、ごみステーションの管理は自治会等をお願いしている。

分別ができていないごみは、清掃センターに搬入することができないため、未分別のまま収集することは困難であり、ごみを置いておくことによって排出者に対する啓発の意味も含んでおり、未分別のまま収集をしてしまうと、分別の意識は高まらない。

ごみを取り残されている場合には、一定の啓発期間をおいた後、連絡をいただければ市で収集するような対応をとっている。

自治会の管理しているごみステーションについては色々なケースがあるが、自治会へ未加入の場合でも、自治会へ相談していただき、ごみステーションのルールに従い出してもらうように指導している。

分別等の啓発に努めていくが、自治会のご協力があつてこそ生活環境の保全が向上されるものと認識しており、今後も皆様のご理解、ご協力をよろしく願いたい。

再質問（本郷連合自治会長）

該当するごみステーションについては、自治会加入者のみに排出を許可しており、「自治会員のみ出すことができる」と張り紙をしているが、不法投棄ごみがある。市で防犯カメラを設置するなど対処をしていただきたいし、ステーション方式ということなら、市が「自治会未加入者用のごみステーション」を設置すればいいように思う。

回答（環境部長）

ステーション方式については、個別方式に比べ、収集の経費が安く済むこともあり本市では採用している。今後も皆様のご協力を得ながら対応していきたい。

3. その他

質問（町連合自治会長）

今回、国体競技として新居浜マリーナでセーリングが行われるが、会場が見られるように垣生山の遊歩道等の整備を行いたいが、セーリング競技のレース会場等の状況を詳しく教えていただきたい。

回答（企画部長）

セーリング競技は10月1日～4日まで実施され、レース会場は新居浜マリーナ沖のA・

B海面で実施される。共に沖合かなたで開催され、見やすく観覧等していただくために無料観覧船を出艇するほか、船上及びドローンによる映像を休憩所に100インチのモニター等で放映することなどを予定している。

市としても垣生山からの中継が可能か事前に現地確認等をしたが、木が生い茂っていることから眺望できるスポットはなかった。

遊歩道を整備していただくということであるが十分に気をつけていただき、開催時には多数の来場をお願いしたい。